

建築物石綿建材事前調査・除去費用の国民への周知と国民負担軽減措置を求める意見書

2021年にアスベスト関連法（大気汚染防止法・石綿障害予防規則）の改正により、解体改修時にアスベスト含有建材の事前調査が義務化され、一定規模以上の工事では事前調査結果の報告も義務化されました。国は規制の強化を打ち出していますが、調査・除去費用は建物所有者が負担することになります。多くの国民がアスベストの健康被害、アスベスト関連法改正、そして調査・除去費用の施主負担を知りません。国民全体の課題と捉え、国民への周知を行うべきと考えます。

また負担額も相当なものになり、その負担を避けようと、無届け、違法工事が横行してしまえば、周辺住民や建設工事従事者の健康被害は計り知れません。国の補助制度として、社会資本整備総合交付金の「住宅・建築物安全ストック形成事業」がありますが、対象建材が吹付け材（レベル1）などに限定され極めて不十分です。石綿建材の多くが成形板（レベル3）であり、戸建てや小規模ビル等では使えない制度となっています。

ついては、国において、次のとおり対策を求めます。

- 1 国は、国民に対し、アスベストの健康被害、アスベスト関連法改正を周知徹底してください。
- 2 国の「住宅・建築物安全ストック形成事業」にある「住宅・建築物アスベスト改修事業」について、一般住民が使えるレベル3までの調査・除去費用の助成（補助）制度を求めます。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

令和6年9月24日

鴻巣市議会

衆議院議長 殿
参議院議長 殿
内閣総理大臣 殿
財務大臣 殿
厚生労働大臣 殿

環境大臣 殿
国土交通大臣 殿